

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

(略)

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

(略)

第二十四条の四第三項の規定による記録の保存

第三十四条の二の八第一項の規定による記録の保存

(略)

第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存

第五百七十七条の二第三項の規定による記録の保存

(略)

(略)

表二～表四 (略)

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)

労働安全衛生規則

(略)

第二十四条の四第三項の規定による記録

第三十四条の二の八第一項の規定による記録の作成

(略)

第五百七十五条の十六第二項の規定による記録

(略)

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

(略)

第二十四条の四第三項の規定による記録の保存

(新設)

(略)

第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存

(新設)

(略)

(略)

表二～表四 (略)

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)

労働安全衛生規則

(略)

第二十四条の四第三項の規定による記録

(新設)

(略)

第五百七十五条の十六第二項の規定による記録

(略)	
(略)	第五百七十七条の二第三項の規定による記録の作成

(略)	
(略)	(新設)